

貸借対照表〈資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
現金	6,704	5,951
預け金	59,780	38,492
買入金銭債権	16,065	13,685
金銭の信託	2,213	2,209
有価証券	178,373	190,215
国債	38,817	41,417
地方債	2,411	2,383
社債	50,032	50,113
株式	345	343
その他の証券	86,766	95,956
貸出金	182,382	187,865
割引手形	1,001	567
手形貸付	5,425	6,887
証書貸付	158,449	161,499
当座貸越	17,506	18,910
その他資産	3,071	2,960
未決済為替貸	101	24
全信組連出資金	1,447	1,447
前払費用	—	—
未収収益	756	729
金融派生商品	6	6
その他の資産	757	752
有形固定資産	4,619	4,763
建物	840	1,006
土地	3,348	3,391
リース資産	4	3
建設仮勘定	99	—
その他の有形固定資産	326	361
無形固定資産	8	6
ソフトウェア	7	5
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	498	606
繰延税金資産	664	756
債務保証見返	112	114
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,227 (△1,071)	△ 1,154 (△1,030)
資産の部合計	453,268	446,475

貸借対照表〈負債・純資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
預金積金	430,317	434,491
当座預金	9,674	8,484
普通預金	157,049	159,843
貯蓄預金	2,035	1,906
通知預金	2,305	1,804
定期預金	245,109	247,595
定期積金	13,554	13,274
その他の預金	588	1,583
借入金	8,100	800
その他負債	1,182	1,321
未決済為替借	109	53
未払費用	308	409
給付補填備金	5	7
未払法人税等	61	11
前受収益	63	83
払戻未済金	21	23
金融派生商品	8	8
リース債務	5	3
資産除去債務	563	536
その他の負債	35	182
賞与引当金	50	56
退職給付引当金	302	304
役員退職慰労引当金	92	114
偶発損失引当金	129	209
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	271	264
債務保証	112	114
負債の部合計	440,559	437,676
出資金	2,338	2,326
普通出資金	2,238	2,226
その他の出資金	100	100
利益剰余金	17,391	17,706
利益準備金	2,402	2,402
その他利益剰余金	14,988	15,303
特別積立金	14,300	14,600
当期末処分剰余金	688	703
組合員勘定合計	19,729	20,032
その他有価証券評価差額金	△ 6,844	△ 11,038
土地再評価差額金	△ 176	△ 195
評価・換算差額等合計	△ 7,020	△ 11,233
純資産の部合計	12,708	8,798
負債及び純資産の部合計	453,268	446,475

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
経常収益	5,778	6,240
資金運用収益	5,202	5,662
貸出金利息	2,572	2,649
預け金利息	93	130
有価証券利息配当金	2,264	2,610
その他の受入利息	272	272
役務取引等収益	343	379
受入為替手数料	112	112
その他の役務収益	230	267
その他業務収益	33	41
国債等債券売却益	2	15
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	31	25
その他経常収益	198	155
貸倒引当金戻入益	31	—
償却債権取立益	71	112
株式等売却益	95	40
その他の経常収益	0	0
経常費用	5,278	5,812
資金調達費用	136	341
預金利息	132	336
給付補填備金繰入額	4	5
借入金利息	0	0
役務取引等費用	456	535
支払為替手数料	40	40
その他の役務費用	416	494
その他業務費用	645	611
国債等債券売却損	233	344
国債等債券償還損	409	262
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	1	0
その他の業務費用	0	3
経費	3,854	4,034
人件費	2,207	2,239
物件費	1,486	1,579
税金	160	216
その他経常費用	185	288
貸倒引当金繰入額	—	4
貸出金償却	73	109
株式等売却損	6	64
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	0	—
その他の経常費用	105	109
経常利益	499	428
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	26	33
固定資産処分損	1	33
減損損失	25	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	473	395
法人税、住民税及び事業税	139	22
法人税等調整額	△ 15	8
法人税等合計	124	31
当期純利益	349	363
繰越金(当期首残高)	339	321
誤謬の訂正による過年度遡及額	—	—
誤謬の訂正による過年度遡及額を反映した繰越金(当期首残高)	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	18
目的積立取崩	—	—
自己優先出資消却額(△)	—	—
当期末処分剰余金	688	703

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
当期末処分剰余金	688	703
剰余金処分額	367	366
特別積立金	300	300
出資に対する配当金	67	66
(うち、普通出資配当金)	(年3%の割) 67	(年3%の割) 66
繰越金(当期末残高)	321	337

財務諸表の適正性、内部監査の有効性

私は、当組合の第75期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月25日

新潟県信用組合

理事長 赤川新一

法定監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

注記事項

貸借対照表関係 (令和7年3月31日現在)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	4,005百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	3,277百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,967百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、当組合が定める資産自己査定基準及び分類資産の償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
全ての債権は、資産自己査定基準に則り、営業店において第一次の査定を実施し、資産自己査定委員会において第二次の査定を実施した上で、当該部署から独立した監査部が内部監査の実施によりその適切性の検証を行い、その結果に基づいて引当てを行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は188百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退

職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、数理計算上の差異は各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理することとしております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法については、顧客との契約から生じる計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理
有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等とその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
(1) 貸倒引当金 1,154百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として上記9に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
(2) 繰延税金資産 756百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類等において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
(3) 減損損失 一百万円 有形固定資産・無形固定資産 4,770百万円
固定資産に減損の兆候が存在する場合は、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして認識される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー及び割引率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況および当組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容およびそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理

当組合は、貸出業務規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しており、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告し、四半期毎に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、本部資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(a) VaRの計測状況

当組合は、市場リスクのうち市場価格がある有価証券のリスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の有価証券統合VaRは分散共分散法（その他の有価証券および満期保有目的の保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,200日）により算出しており、令和7年3月31日（当該事業年度の決算日）現在で当組合の有価証券のリスク量（損失額の推定値）の全体は、3,690百万円であります。

また、市場リスクのうち有価証券を除いた市場リスク額（預け金・貸出金・預金等）についてもVaRにより月次で計測しており、モンテカルロ法（保有期間250日、信頼区間99%、観測期間1,250日）により算出しております。令和7年3月31日現在で当組合の有価証券を除いた市場リスク額全体は、△2,100百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(b) BPVの計測状況

当組合は、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、有価証券のうち債券および投資信託、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引があります。

当組合は、これらの金融資産および金融負債について、金利リスクのみを主要なリスク変数と捉え、感応度分析値（BPV）による時価の変動額を月次で計測しております。

当該変動額の算定については、対象の金融資産および金融負債を固定金利と変動金利に分け、それぞれの金利満期に応じ適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。なお、投資信託の変動額算定については、円金利および海外金利とも簡便法を使用しております。

当組合は、行動オプション性を考慮しており、流動性預金の滞留についてはコア預金内部モデルを使用し、固定金利貸出（住宅ローン）の期限前返済および定期預金の早期解約については当局設定値を使用し計測しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定である

と仮定し、令和7年3月31日現在、指標となる金利が円金利1.00%、海外金利は2.00%または3.00%に上昇したものと想定した場合の時価減少額は5,070百万円であります。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。さらに、異なる通貨間での金利リスクの相関も考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うことによって、流動性リスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

18. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	38,492	38,391	△101
(2) 有価証券	180,471	179,827	△643
満期保有目的の債券	15,636	14,993	△643
その他有価証券	164,834	164,834	—
(3) 貸出金(※1)	187,865		
貸倒引当金(※2)	△1,129		
	186,736	188,359	1,622
(4) 買入金銭債権(※1)	13,685	13,906	220
(5) 金銭の信託(※1)	2,209	2,207	△2
金融資産計	421,596	422,692	1,095
(1) 預金積金	434,491	434,493	1
(2) 借入金	800	800	—
金融負債計	435,291	435,293	1

(※1) 貸出金、買入金銭債権、金銭の信託の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分毎に、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分毎の有価証券に関する注記事項については19～22に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6ヵ月超の延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その帳簿価額。
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは帳簿価額。また、預金担保についても、市場金利の動きを反映した担保預金金利によって変動するため、その帳簿価額。
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を、債務者区分で正常先に同様の新規貸出を行った場合の新規実行レートで割り引いた価額。なお、地公体に対する融資は、無リスクとの見解からマーケットレート(TIBOR・SWAP金利)にて割り引いた価額。また、制度融資は、通常の新規実行レートより低い金利で実行されるため、マーケットレートプラス制度融資に係る信用コストにて割り引いた価額。
- ④ ①以外のうち、カードローン等の期間の定めのないローン商品は、その帳簿価額。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権は、マーケットレート(TIBOR・SWAP金利)で割り引くことで、現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託は、マーケットレート(TIBOR・SWAP金利)で割り引くことで、現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、当座借越については帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	206
全信組連出資金(※1)	1,447
その他出資金(※1)	9,559
組合出資金(※2)	0
合 計	11,213

(※1) 非上場株式、全信組連出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の開示に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24・16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	26,492	11,500	—	500
有価証券	21,124	55,517	43,805	46,703
満期保有目的の債券	325	3,098	8,697	3,514
その他有価証券のうち満期があるもの	20,799	52,418	35,107	43,188
貸出金(※2)	35,291	62,960	40,951	24,272
買入金銭債権	4,067	6,319	—	3,298
金銭の信託	2,209	—	—	—
合 計	89,187	136,297	84,756	74,775

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは1年以内に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※1)	333,740	99,604	69	1,076
借入金(※2)	800	—	—	—
合 計	334,540	99,604	69	1,076

(※1) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

(※2) 借入金のうち、当座借越は1年以内に含めております。

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「その他の証券」が含まれております。以下、24まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	200	200	0
小 計	200	200	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	4,073	3,781	△291
地方債	1,092	1,033	△58
社 債	7,372	7,156	△215
その他	2,898	2,821	△77
小 計	15,436	14,792	△644
合 計	15,636	14,993	△643

(3) 子会社株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	37	28	9
債 券	4,110	4,096	14
国 債	509	509	0
地方債	289	286	2
社 債	3,311	3,300	11
その他	29,599	28,879	720
外国証券	7,088	6,978	110
その他の証券	22,510	21,900	609
小 計	33,747	33,003	744

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	99	100	△0
債 券	77,266	84,915	△7,648
国 債	36,834	43,010	△6,175
地方債	1,001	1,006	△4
社 債	39,429	40,898	△1,468
その他	53,720	58,431	△4,710
外国証券	24,633	25,438	△805
その他の証券	29,087	32,992	△3,905
小 計	131,086	143,446	△12,360
合 計	164,834	176,450	△11,615

20. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

- 売却価額
4,085百万円
- 売却益
45百万円
- 売却損
344百万円
22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	13,118	18,179	19,659	40,482
国債	8,911	2,054	5,161	25,290
地方債	610	441	1,089	242
社債	3,596	15,684	13,408	14,949
その他	8,005	37,337	24,146	6,220
合計	21,124	55,517	43,805	46,703

23. 減損処理を行った有価証券
- 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しておりますが、当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し過去1年間に30%未満の下落率とならなかった場合（債券については格付がBBB相当以上のものを除く）であります。

24. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。
- その他の金銭の信託
- 貸借対照表計上額 2,209百万円
- 当期の損益に含まれた評価差額はありません。
- 満期保有目的の金銭の信託及び運用目的の金銭の信託の取り扱いはありません。

25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

(単位:百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	958
危険債権額	4,909
三月以上延滞債権額	9
貸出条件緩和債権額	986
合計額	6,863

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は567百万円であります。
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、725百万円であります。こ

れは、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 有形固定資産の減価償却累計額 7,554百万円
29. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両等についてリース契約により使用しています。
30. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額23百万円
31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	金 額
繰延税金資産	
貸倒引当金・貸倒償却損金算入限度額超過額	824
減損損失	475
退職給付引当金損金算入限度額超過額	86
減価償却費損金算入限度額超過額	63
その他有価証券評価差額金	3,283
その他	295
繰延税金資産小計	5,029
評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,086
評価性引当額小計	△4,086
繰延税金資産合計	942
繰延税金負債	
資産除去債務	13
前払年金費用	171
繰延税金負債合計	185
繰延税金資産の純額	756

- (注1)「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

32. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- (単位:百万円)

担保提供している資産	預け金	5,000
	有価証券	1,014
担保資産に対応する債務	借入金	800

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために、その他の資産27百万円及び預け金13,086百万円を担保として提供しております。

33. 出資1口当たりの純資産額 3,951円72銭

損益計算書関係（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. その他の経常費用には、あおぞら債権回収（株）へ不動産担保付債権等を売却したことによる損失1,396千円を含んでおります。
3. 出資1口当たりの当期純利益 162円40銭